

平成 28 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成 28 年 10 月 31 日 (月)

午前 10 時～

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号

ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成28年度第2回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
412	東部大阪都市計画道路の変更	1
413	東部大阪都市計画道路の変更	5

議 第 4 1 2 号
計 推 第 1 3 9 9 号
平成28年10月17日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、1・2・209－2号大阪門真線を追加する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
自動車 専用 道路	1・2・209－2	大阪門 真線	守口市 大字高 瀬旧世 木地内	守口市 大字高 瀬旧馬 場地内	守口市 大字高 瀬旧世 木地内	約 100m	地下式	4 車線	30m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

大阪都市再生環状道路の一部を構成する道路であり、都心部に集中する通過交通を分散させ、交通渋滞を緩和させるため、本案のとおり1・2・209-2号大阪門真線を追加するものである。

また、本都市計画による1・2・209-2号大阪門真線事業が周辺環境に与える影響については、環境影響評価法に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

議 第 4 1 3 号
計 推 第 1 3 9 9 号
平成28年10月17日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 東部大阪都市計画道路中、1・2・223-1 号大阪枚方京都線及び 3・1・223-2 号大阪枚方京都線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
自動車専用道路	1・2・223-1	大阪枚方京都線	門真市三ツ島2丁目地内	門真市北巢本町地内	門真市大字北島地内	約 3,920m	嵩上式	6 車線	30m		終点方向入口 起点方向出口 門真市大字葎島地内で近畿自動車道天理吹田線に接続 門真市三ツ島2丁目地内で都市計画道路大阪門真線に接続
	<p>なお、門真市三ツ島2丁目地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。</p> <p>門真市大字葎島地内ほかにジャンクションを設ける。</p>										
幹線街路	3・1・223-2	大阪枚方京都線	門真市大字葎島地内	門真市北巢本町地内	門真市大字北島地内	約 4,490m		4 車線	64m		
	内 訳		門真市大字上馬伏地内	門真市北巢本町地内		約 440m	嵩上式		60~73m		
						約 4,050m	地表式		60~99m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路大阪中央環状線と立体交差 幹線街路大阪四日市線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

議第 413 号

2. 東部大阪都市計画道路に 1・4・223-2 号大阪門真線を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
自 動 車 専 用 道 路	1・4・223-2	大阪門 真線	門真市 大字 葎島 地内	門真市 三ツ 島 2 丁 目 地内	門真市 大字 葎島 地内	約 580m	嵩上式	4 車線	18m		
	<p>なお、門真市大字葎島地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。</p> <p>門真市大字葎島地内ほかにジャンクションを設ける。</p>										<p>終点方向出口 起点方向入口</p> <p>門真市大字葎島地内で近畿自動車道天理吹田線に接続 門真市三ツ島 2 丁目地内で都市計画道路大阪枚方京都線に接続</p>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

大阪都市再生環状道路の一部を構成する道路であり、都心部に集中する通過交通を分散させ、交通渋滞を緩和させるため、本案のとおり1・4・223-2号大阪門真線を追加するものである。

また、本都市計画による1・4・223-2号大阪門真線事業が周辺環境に与える影響については、環境影響評価法に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

また併せて、門真ジャンクション周辺の土地利用状況及び地域交通について再検討した結果、1・2・223-1号大阪枚方京都線及び3・1・223-2号大阪枚方京都線を本案のとおり変更しようとするものである。